

雇用促進税制

特定業務施設における雇用者増加数に応じ、次の金額の合計を税額控除

移転型事業	新規雇用者数* ² （期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用）
	⇒ 1人あたり90万円 （50万円＋上乗せ分40万円* ³ ）
	転勤者数* ² （期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用） （特定業務施設における雇用者増加数* ² から新規雇用者数* ² を控除した人数）
	⇒ 1人あたり80万円 （40万円＋上乗せ分40万円* ³ ）
拡充型事業	新規雇用者数* ² （期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用）
	⇒ 1人あたり30万円
	転勤者数* ² （期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用） （特定業務施設における雇用者増加数* ² から新規雇用者数* ² を控除した人数）
	⇒ 1人あたり20万円
適用要件	適用年度及びその前の事業年度、前々事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
適用期間	令和8年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること
限度額	当期法人税額の20%（オフィス減税との合算）

*² 特定業務施設における雇用者増加数又は法人全体の雇用者増加数のうち小さい方が上限。

ただし上乗せ分については、法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設における雇用者増加数が上限。

*³ 特定業務施設の所在地が準地方活力向上地域（近畿圏及び中部圏の中心部）内である場合は、上乗せ分は30万円。

（注）原則、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません（上乗せ分のみ、併用可能です）。